

令和6年稲敷市農業委員会第1回総会

[1月10日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)  
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)  
日程 4 報告第3号 農地法第18条(通知)  
日程 5 議案第1号 農地法第3条(委員会)  
日程 6 議案第2号 農地法第5条(知事)  
日程 7 議案第3号 現況証明(農委処分)  
日程 8 議案第4号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)  
日程 9 議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】  
日程10 議案第6号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項  
(農用地利用配分計画の公告)  
日程11 議案第7号 稲敷市農地利用最適化推進委員候補者の決定について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 議案第1号  
日程 6 議案第2号  
日程 7 議案第3号  
日程 8 議案第4号  
日程 9 議案第5号  
日程10 議案第6号  
日程11 議案第7号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
4番	遠藤一行君	13番	山口和彦君
5番	村山文雄君	14番	篠崎惣壽君
6番	木内昌秀君	16番	高須一郎君
7番	吉田武君	18番	川島昇君

8番	内田和新君	19番	根本脩君
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠席委員

3番 横田悌次君

---

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和6年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、3番横田悌次委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん10名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は2番山口幸一委員、4番遠藤一行委員の両名を指名いたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務

局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。

議案書1ページをお開き願います。

農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届け出4件でございます。申請番号1番 田1筆2, 336㎡、申請番号2番 田2筆3, 953㎡、申請番号3番 田1筆4, 506㎡、申請番号4番 田1筆5, 000㎡になります。いずれも、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから7ページまでの13件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書8ページから17ページまでの9件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。申請番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号2番から9番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

---

日程5 議案第1号 農地法第3条(委員会)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第1号「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。なお、申請番号18番から20番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。申請番号1番から17番について、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査(平沢心平君) 18ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条(委員会)」

申請番号1番から17番でございます。売買による所有権移転8件、贈与による所有権移転4件、賃借権の設定5件でございます。

申請番号1番 太田字中曽根、田1筆、223㎡、申請番号2番 江戸崎字荒町下、他1地区、田1筆、畑1筆、1,464㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号3番 中山字丑新田、他3地区、田17筆、29,338㎡、申請番号4番 古渡字古渡、他2地区、田3筆、7,772㎡についてでございますが、それぞれ受人が世帯内の経営主変更のために受贈するものでございます。

申請番号5番 柏木字柏木、他2地区、田3筆、4,692㎡、申請番号6番 伊佐津字富士台、畑1筆、2,146㎡についてでございますが、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号7番 村田字棧場通り、田1筆、2,046.65㎡、申請番号8番 羽生字岡平、畑1筆、3,491.51㎡、申請番号9番 羽生字岡平、畑1筆、646.99㎡、申請番号10番 浮島字平山、登記地目山林、現況畑2筆、1,088.79㎡、申請番号11番 浮島字平山、畑1筆、1,719.87㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで賃借権の設定をするものでございます。

申請番号12番 市崎字上荒田、畑1筆、856㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号13番 上須田字上須田、田3筆、8,732㎡についてでございますが、受人が世帯内の経営主変更のために受贈するものでございます。

申請番号14番 結佐字下結佐、田1筆、2,503㎡、申請番号15番 四谷字中割、田1筆、1,186㎡、申請番号16番 四谷字中割、田1筆、3,004㎡、申請番号17番 椎塚字中郷、他2地区、田3筆、8,570㎡についてでございますが農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号申請番号1番から17番までの説明は以上です。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたし

ます。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号1番について、報告いたします。

1月4日に荒井推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は250日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号2番について、報告いたします。

1月5日に清原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は270日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。申請番号3番について、報告いたします。

1月6日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック3台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番、5番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号4番、5番について、報告いたします。

1月5日に渡辺推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数は200日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番から11番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号6番から11番について、報告いたします。

1月6日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主にサツマイモを栽培している認定農業者であります。受人の農地所有適格法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック3台を所有しております。調査の結果、受人

は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号12番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号12番について、報告いたします。

1月5日に板橋推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、耕運機1台を所有しております。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号13番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号13番について、報告いたします。

1月5日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台を所有しております。乾燥調製は〇〇〇〇に委託です。農作業従事日数は300日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

申請番号14番から17番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」申請番号1番から17番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号7番から9番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、申請番号1番から6番について事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 24ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 柴崎字竹川、田4筆、畑2筆、2,815㎡についてですが、農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある第1種農地と周囲を住宅等に囲まれた第2種農地の2つの区分内にある農地と判断いたしました。転用目的は農業用資材置場用地。事業計画は、農業用機械置場や堆肥置場、作業スペースなどとなっております。なお、第1種農地と判断した区域がございますが、農地法施行令第11条第1項第2号イ、農業用施設に該当します

申請番号2番 蒲ヶ山字水砂、畑2筆、1,355㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、330ワットパネル288枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

申請番号3番 桑山字浦向、田1筆、7,181㎡についてですが、市街化調整区域内で10ヘクタール以上の農地の広がりがある特に良好な営農条件を備えている農地であることから甲種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地でイチゴ栽培を計画している法人で、従業員雇用に際し、駐車場及びトイレや更衣室を整備するため申請に及んだものでございます。トイレ更衣室の入る建築物1棟70.17㎡を建築し、取水は井戸水、汚水・雑排水は浄化槽処理後、排水路へ放流する計画です。なお、申請地は甲種農地と判断いたしましたが、当該施設は、農業用施設と一体的に設置される農業用施設等に該当します。

申請番号4番 江戸崎字新山、畑1筆、1,728㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、480ワットパネル200枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、小売電気事業者との売電契約も了しております。

申請番号5番 阿波崎字地蔵前、畑1筆、195㎡についてですが、申請地は、非線引き区域、土地改良区域外であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、以前より当該地を借地し、駐車場および自宅への通路として利用していたため、今回更正追認の申請に及んだものであり、始末書も提出されております。

申請番号6番 本新、田1筆、2,997㎡についてですが、非線引き区域で農用地区域内にある農地であります。申請人は、当該地の周辺でレンコン栽培を行っておりますが、事業所から遠方であることなどから、作業の効率化を図るため、近くにレンコン集出荷施設、木造平屋建1棟493.96㎡を建築する計画です。なお、申請地は農用地区域内ではありますが、稲敷市農業振興地域整備促進協議会で令和5年6月に用途変更が認められ、そのなかで定める農業振興地域整備計画で指定された用途、農業用施設に該当します。これで、議案第2号申請番号1番から6番の説明を終わります

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。申請番号1番について、去る4日、古澤推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありま

せんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号2番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。申請番号2番について、去る5日、木野内推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号3番について、去る5日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農業用施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号4番について、去る5日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。申請番号5番、6番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号5番、6番について、去る5日、黒田推進委員および平山推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、申請番号5番については、通路及び駐車場用地として利用するものであり、申請番号6番については、レンコン集出荷施設用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号1番から6番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号申請番号18番から20番、議案第2号申請番号7番から9番について、いずれも所在と申請人が同一の営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 22ページをお開き願います。

議案第1号 申請番号18番 村田字棧場通り、田1筆、669.78㎡、申請番号19番 羽生字岡平、畑2筆、1,025.53㎡、申請番号20番 浮島字平山、畑1筆および登記地目山林については現況が畑として農地台帳に記載がある農地2筆、777.67㎡、についてですが、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に26ページをお開き願います。

議案第2号 申請番号7番 村田字棧場通り、田1筆、0.35㎡、市街化調整区域、土地改良区域内で農用地区域内の農地となります。申請番号8番 羽生字岡平、畑2筆、0.50㎡、申請番号9番 浮島字平山、畑1筆、登記簿山林現況畑2筆、0.34㎡、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。いずれも、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。申請番号7番は580ワットパネルを176枚、申請番号8番、9番は580ワットパネルを180枚設置し、下部農地でサカキやサツマイモを栽培する計画で経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、申請番号18番から20番及び議案第2号、申請番号7番から9番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号申請番号18番と議案第2号申請番号7番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。議案第1号、申請番号18番及び議案第2号、申請番号7番の営農型太陽光発電について、去る5日、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。議案第1号申請番号19番と議案第2号申請番号8番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。議案第1号、申請番号19番及び議案第2号、申請番号8番の営農型太陽光発電について、去る5日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。

以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。議案第1号申請番号20番と議案第2号申請番号9番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。議案第1号、申請番号20番及び議案第2号、申請番号9番の営農型太陽光発電について、去る5日、山田推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号申請番号18番から20番、議案第2号申請番号7番から9番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 28ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付15件でございます。

申請番号1番 上君山字城内窪、他1地区、畑2筆、2,394㎡、申請番号2番 羽賀字六万部、畑2筆、1,059㎡、申請番号3番 羽賀字栗津谷、田2筆、1,040㎡、申請番号4番 羽賀字栗津谷、田2筆、1,634㎡、申請番号5番 伊佐津字大辺田、田1筆、672㎡、申請番号6番 伊佐津字大辺田、畑1筆、251㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号7番 六角字大割、田2筆、1,177㎡についてですが、20年以上前より雑種地として利用され、先の東日本大震災の時には復旧工事車両置場として協力していたため、現況は農地への復元が困難であるとの申請となります。

申請番号8番 高田字越後台、畑5筆、3,547㎡、申請番号9番 桑山字原、畑1筆、1,474㎡、申請番号10番 神宮寺字大道、畑1筆、782㎡、申請番号11番 神宮寺字揃内、畑1筆、1,358㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号12番 古渡字寺の内、畑1筆、119㎡についてですが、昭和61年より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号13番 三島字中蒲、畑1筆、173㎡についてですが、40年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成9年11月1日の空中証明写真と顛末書が添付された申請になります。

申請番号14番 阿波崎字宮原、畑1筆、138㎡についてですが、平成7年より宅地として利用されており、固定資産評価証明書と始末書が添付された申請になります。

申請番号15番 阿波崎字地藏前、田1筆、396㎡についてですが、平成6年より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番から4番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。申請番号1番から4番について、去る5日、村山委員と推進委員の岡野委員、清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番、6番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。申請番号5番、6番について、去る4日、篠崎委員と推進委員の荒井委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。申請番号7番について、去る5日、根本委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は20年以上前より雑種地として利用しており、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号8番、9番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。申請番号8番、9番について、去る5日、宮本委員と推進委員の藤巻委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号10番、11番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号10番、11番について、去る5日、野口委員と推進委員の田仲委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号12番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。申請番号12番について、去る5日、吉田委員と推進委員の渡辺委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和61年より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号13番から15番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号13番から15番について、去る5日、木内委員と推進委員の平山委員、黒田委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも20年以上前より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

日程8 議案第4号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 32ページをお開き願います。

議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるところでございます。

申請番号1から申請番号23については貸借権設定です。新規設定が、17件、73筆、162、414㎡、再設定が、7件、16筆、27、055㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。続いて、47ページをお開き願います。

申請番号24については、稲敷東インターチェンジ周辺において、新たな農業参入企業である株式会社○○○○立地に向けた、茨城県農林振興公社からの、22筆、58、642㎡の所有権移転でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 49ページをお開き願います。

議案第5号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、7件、35筆、60、174㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第6号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 54ページをお開き願います。

議案第6号【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

再転貸が8件、43筆、42,079、90㎡の転貸計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程11 議案第7号 稲敷市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 61ページをお開き願います。

議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」でございます。

農業委員会等に関する法律17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、推進委員を委嘱しなければならないとされております。そのため、令和5年9月1日より9月29日まで、市の広報誌やホームページにて公募をいたしました。公募の結果、江戸崎地区、定数11名に対して11名、新利根地区、定数9名に対して9名、桜川地区、定数7名に対して7名、東地区、定数11名に対して11名の推進委員募集がありました。令和5年12月11日に開催しました稲敷市農地利用最適化推進委員評価委員会において、評価の結果を尊重し、議案書のとおり江戸崎地区11名、新利根地区9名、桜川地区7名、東地区11名、定数38名に対して合計

38名となりました。なお、任期は令和6年2月22日より令和9年2月21日までの3年間となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「稲敷市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和6年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

2 番 委 員 山 口 幸 一

4 番 委 員 遠 藤 一 行